

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正に伴い所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 再生可能エネルギーを発電等に利用するよう努めるなど県営住宅の整備基準を定める。
- (2) 特別な収入基準が適用される特に居住の安定を図る必要がある障がい者の要件を定める。
- (3) 期限付入居制度の導入に伴い、入居者に示す説明書の様式等を定める。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日等
  - ア 施行期日は、平成25年4月1日とする(2)及び(4)の一部を除き、公布日とする。
  - イ 所要の経過措置を講ずる。